

A-1 会社・経営

意見書 No	内 容
3	産業廃棄物処分場の設置を計画している事業者が、どのような事業者であるかは、もし、計画が実現し、その稼動が始まった後の処理場の運営、管理、保全、有事乃至はトラブルへの対応等に深く関ることであって、生活環境保全の見地からも最も重要な事項の一つであると考えます。そのような見地からの意見を下記に示します。 ・(株)ミダックは、過去において、福田町、豊橋市、浜松市呉松町等において法規定、条例にもとるトラブルを起こし、撤退もしくは行政指導を受けているが、それらをどう反省して組織改革や人事改革を行い、企業コンプライアンスを確立し、「ミダックグループは水と大地と空気そして人、すべてが共に栄えるかけがいのない地球と次の世代に美しく渡すために、その前線を担う環境創造集団としての社会的責任を自覚して、地球にやさしい廃棄物処理を追及してまいります。」との経営理念を実現しようとしているのか、具体的にご説明願いたい。 ①福田 ・当時の福田町から、工業団地およびその近隣から排出される産業廃棄物の処理を目的とした焼却施設の設置の誘致を受け、これに応じて施設を設置いたしました。 そして、福田町より「焼却炉の余熱を利用して堆肥の製造を行い、これを地元に還元してはどうか」との提案を受け当社もこれに同意し、平成9年9月に設置許可がおりました。 ・操業停止にいたる経緯（訴訟を含む） 施設設置許可がおりた直後の平成10年2月の福田町長選挙で、当社の焼却施設稼動の反対を公約とした立候補者が新町長として当選。その結果、新町長の主導のもと、施設設置に至る旧市長の誘致経緯等に異議を唱える住民により反対運動が起こるとともに、福田町自身が操業停止を求め、民事訴訟を提訴してまいりました。 提訴されたことで、当社の顧客のうち数社が自治体との係争を問題視し、取引自体に影響を及ぼすこととなり、裁判を早く終わらせ風評被害を最小限にとどめることが重要との経営判断から、操業を自主的に停止いたしました。 しかしその後、福田町と合併した磐田市が、裁判長からの和解勧告を受入れ平成18年2月自ら訴えを「取り下げ」ることで、訴訟は終結しております。 ②豊橋 （現業の中間処理施設について） ・豊橋では、主に混練・商品廃棄などの中間処理施設を運営しております。 ・確かに、風呂用入浴剤や賞味期限切れの缶コーヒーなどで廃棄された商品の処分などを行うため、臭いなどについて近隣の方から苦情を受けたことなどがあります。それらに対しては、現場から会社に報告を上げさせ、会社としてこれらのお声を聞きながら状況を認識し、対応策を講じ、近隣の方に御説明をし、御納得を頂くよう努めてまいりました。 ・現場周辺では、他の産廃業者もあり、一部そうした悪評を受けている方々もおられます。しかし、当社は真摯に地域住民様に対応しており、そのような誹りを受けることはないものと、

	固く信じております。 (中止した焼却施設について) ・ 当初計画を立てた時から数年が経ち、その間の<u>世界的経済情勢の悪化</u>やそれに起因する<u>産業構造の変化</u>など、種々の劇的外部環境の変化があり、それに対応する形で当社の計画も一部見直しをする必要が生じました。 先般の計画申請取下げは、こうした一連の外部変化に呼応したものです。 ・ この計画は、(他の近隣施設とは異なり)環境影響について完全な対応を図るよう最新の技術を盛り込んだ環境配慮型の焼却施設として計画しており、必ずや住民の皆さまに御理解を得られるものと絶対の自信を持って取組んでおりました。私どもでは、この点の御理解を地域住民様から得ることに誠心誠意取り組み、何度となく意見の交換をさせて頂いていた矢先での外部状況の激変でした。 ③呉松 ・ 呉松事業所では開業から今日まで約22年間、今般の計画と同様の管理型最終処分並びに破碎処理を、法令遵守・適正処理を念頭に運営させて頂いております。 この間、当然ではありますが、周辺住民の皆さまや周辺環境に被害を及ぼすような事故等の発生はございません。また、同事業所においては法令違反などに対する行政処分にも属するものは受けた事実は御座いません。 ・ 確かに、これまで一部扇動的な行動を取られる住民の方とは、処分場運営方法等の件で、考え方や意見の相違があり、お騒がせしてしまったことは事実です。 ・ しかし、現在では、地元自治会の皆様とは、定期的(月に1回)に紳士的なお話し合いの場を設けるなど、十分な信頼関係を構築できているものと自負しております。 一部ネット情報では、何らこうした事実に基づかない無責任で悪意に満ちた憶測が流れていたりしますが、甚だ心外であります。 確かに当社にも、これまで至らず御心配をお掛けした点もあったかと存じます。 ただし、そうした点があったとすれば、そうした案件を教訓に、<u>真摯に反省し</u>、常にその改善に取組み、より確実で安全な処理と管理が可能なシステム・体制作りを目指して参ったという自負も御座います。 何卒、御理解を賜ればと存じます。
8	ミダックさんがわけてくれた新聞掲載記事 16 頁で「かなりのコストをかけて新設する業者の方もいますが、果たしてこれで商売になるのかなと感じます」と社長さんの発言がありますが、今回の施設はコストを抑えた建設方法で、もっと安全性の高い建設方法があるのではないかと思います。専門家ではないので、他の工法と安全性がどうかということとはわかりませんが、いかがでしょうか。

	当然ながら、本計画についても万全の安全対策を講じており、その点での御懸念は御不要かと存じます。 ただ、そうした万全の対策を講じつつも、安全性や機能に関係ない部分や見栄えの部分などは徹底的にコスト削減に努める考えでおります。 また、物理的な部分、目に見える部分だけでなく、計画進捗の確度をあげることにより効率的な申請手続きを進めることで時間的なロスを省いたり、今後IT化を進めたりし効率的な搬入や運転を目指すことでランニングコストを削減したり、金融機関に対する信用度を上げることで融資コストを下げることなどには最大限努めることは当然考慮して参ります。 あらためて申し上げますが、そうしたコスト削減については、安全を^{ないがし}蔑ろにする意味は一切含みません。 あくまで安全安心を第一としたうえで、無駄を省くという意味とお考えいただければ幸いです。 例えば、安全安心対策の一例として、本計画施設で採用した遮水工を挙げることができます。今回の計画では、遮水工にフェイルセーフの考え方を採り、高密度ポリエチレンシートとベントナイト混合土の二重構造として万が一に備えたものとしています。更に、これに使うベントナイト混合土には国の基準の10倍にあたる透水係数10^{-7}cm/s(※)という性能を持たせております。今回の計画では、こうした安心安全に十分配慮したものとしております。 ※透水係数10^{-7}cm/sとは、50センチの層を通過するのに要する透過時間が約15.8年
71-3	本事業によるミダック社の事業予測(売上・利益)について教えていただきたい。 市場調査なども進めておりますが、正確な数値は現状算出しておりません。 したがって、あくまで大まかな予測でしかありませんが、年間の売上規模は8~12億円程度、利益率は2~3割程度になるものと想定しております。
97	御社が健全な経営を努めていくとは言っていましたが、どんな会社でも今後、どのような経済になっていくかわかりません。 処分場の埋め立て期間が満了する前に万が一御社が倒産した場合、処理場の経営はどうなりますか。 埋め立て期間の途中で御社が倒産しないという保障はありません。 御社が倒産した場合、処理場の運営がどのようになるのか説明してください。 勿論将来何十年も先のことについて、100%確実なお話などは正直申し上げてお約束できません。しかし今回の申請にあたっては行政当局により、当社の経理的基礎について審査され、この施設運営に将来に亘ってあたるのに足る会社であるか否かも客観的に厳しく審査されます。当社としては、これに堪え得る会社としての体力を有するものと自負致します。 また将来についても、こうした社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営

	を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進^{まいしん}していく所存です。 しかし、万々が一当社が倒産するなどという事態になった場合は、事業を承継する会社が現れるものと思われ、その会社が債権債務も承継するものと考えます。但し、この部分については、申し訳御座いませんが、当社が確約できるものではありません。
99	廃棄物処理施設は、4 期に分け 33 年間で埋め立てを行うとしているが、ここに住む住民は、これから永代に亘り住むこととなる。 よって、産廃施設として稼働し被害が起こった場合は、株式会社ミダック並びに浜松市が永代に亘って被害補償する旨を書面にて住民と取り交わすことを求める。 今回の事業計画に関し、生活環境影響調査を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。 また、これはあってはならないことですが、万々が一、何らかの被害が発生した場合は、その結果が当社に起因するものであると明らかになれば、健康診断・治療費用の負担はもちろん、その損害の補償を当社がいたします。 将来についても、こうした社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進^{まいしん}していく所存です。 しかしながら、こうした補償についてのお話しは当社が存続する限り確実にお約束できるものと考えますが、永代永久^{えいたいえいきゅう}という面では馴染^{なじみ}みません。
106-1-3	事業体が破産した場合の廃棄物処分場は誰が法的に責任を持つのか。 勿論将来何十年も先のことについて、100%確実なお話などは正直申し上げてお約束できません。 しかし今回の申請にあたっては行政当局により、当社の経理的基礎について審査され、この施設運営に将来に亘ってあたるのに足る会社であるか否かも客観的に厳しく審査されます。当社としては、これに堪え得る会社としての体力を有するものと自負致します。 また将来についても、こうした社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進^{まいしん}していく所存です。 しかし、万々が一当社が倒産するなどという事態になった場合は、事業を承継する会社が現れるものと思われ、その会社が債権債務も承継するものと考えます。但し、この部分については、申し訳御座いませんが、当社が確約できるものではありません。
106-1-4	これまでHD傘下の事業にかかわる法令違反はあるか、ないか。あればその内容を示してください。 当社は、平成 13 年に静岡県より「不法投棄された産業廃棄物の撤去等」の行政処分を受けております。 処分の内容は「湖西市に不法投棄された産業廃棄物の全量撤去および不法投棄場所の地下水検査

	の実施・記録・保存、管理体制の強化」であり、詳細は以下のとおりとなります。 当社は、排出事業者であるA社より廃棄物の処理を受託し、その契約内容は当社の呉松最終処分場にて処分を行うというものでした。 当時は、搬入量の急激な増加などから、一部の廃棄物を再委託先の処分場にて処分していましたが、その再委託先までの収集運搬を行った有限会社 英 起業が湖西市の第三者の敷地内に不法投棄をしました。 当社は、再委託を行うにあたり、排出事業者であるA社の許可を得ていなかったため、再委託基準違反に問われることとなりました。 この事件における不法投棄廃棄物の撤去命令は、この不法投棄を行った有限会社 英 起業に出されましたが、同社がこれを撤去することができなかったため、当社に補充的に撤去命令が出されることになりました。 当社では、これを受けて全量を撤去し、水質検査を実施しました。 この処分を受けて、法令遵守に対し意識が希薄であったことを真摯に受け止め、経営幹部および全従業員の意識改革を図ることから再スタートを切ることになりました。 また、同様のことが起こらないよう、事件直後の平成 13 年中には ISO14001 に基づく環境管理マネジメントシステムの構築、外部委託先選定のための取引判定委員会の設置、運搬車両の運行軌跡を追うトレーサビリティシステムの導入等の対策を講じました。 それ以降は、環境管理マネジメントシステム等の教育を徹底し、行政処分等は一度も受けておりません。
106-1-5	社員の犯罪事件はあるか、ないか。あればその内容を示してください。 ありません。入社時において犯罪事件等を起こさないことを誓約しており、その後も引き続きそうしたことが起こらぬよう管理しています。
106-1-6	浜松市の公害苦情件数に貴社は含まれているか。 浜松市全体での公害苦情件数は例えば平成 20 年度においては 281 件となっていますが、個別の内容については非公開であるため、当社に関する内容は分かりかねます。 ただし、上記公害苦情と関連するかは別として、社内に過年度の記録として残されている住民の方々や行政から御連絡いただいた主なものとその対応は、以下のとおりです。 ●天日乾燥床からの臭気発生（住民通報）→応急措置を取り、原因・予防処置（作業手順の確立など）等について行政に報告した ●台風による外壁の破損（消防署通報）→修繕を行った ●運搬車両が受入開始時間より早く搬入（住民通報）→業者へ厳重注意し、時間外の入出りは

	なくなった ●排水処理施設からの放流水が流れる側溝に苔が剥れて漂った →清掃により除去 ●排水処理施設からの臭気発生 →臭気抑制対策を実施 ●過去行っていた農業事業において有機肥料の臭気が臭いとの指摘（住民通報）→直ちにゴムシートで農場を覆い、臭気拡散を防いだ その他細かいものについても、環境マネジメントシステムの中で内容・対処方法・予防方法等の記録を残し、再発防止に努めています。
106-1-7	労災事故はあるか否か。あればその内容を示してください。 破砕施設において、手選別作業中にガラス等の鋭利なものによる創傷程度の労災事故は稀にありますが、死亡事故やそれに類する後遺症を伴うような大きな事故はございません。
106-1-8	企業として国家資格（公害防止管理者（大気、水質、騒音、土壌など）、危険物、劇毒物取り扱い、電気技術、下水道管理、浄化槽管理等）はどのくらいあり、現場にどのくらい配置されるのか。 最終処分場および破砕施設においては以下の資格を有する人員を配置することが法で定められており、本計画施設においても以下の者を配置します。 ●最終処分場技術管理士 ●破砕・リサイクル施設技術管理士 また、汚染土壌処理施設においては以下の資格を有する人員を配置することが法で定められており、本計画施設においても以下の者を配置します。 ●大気の汚染に係る公害の防止に必要な知識を有する者 ・公害防止管理者（大気関係第一種有資格者又は大気関係第二種有資格者）等 ●水質の汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有する者 ・公害防止管理者（水質関係第一種有資格者又は水質関係第二種有資格者）等 現状当社で当該資格を有する社員数は次のとおりです。 ●最終処分場技術管理士 3 名（うち現場 1 名） ●破砕・リサイクル施設技術管理士 2 名（うち現場 2 名） ●公害防止管理者 ・大気関係第一種有資格者又は大気関係第二種有資格者 計 2 名 ・水質関係第一種有資格者又は水質関係第二種有資格者 計 3 名 ただし、本計画における配置については、今後詳細な検討を進めるなかで決定致します。 ●その他 特別管理産業廃棄物管理責任者 4 名、ダイオキシン類関係公害防止管理者 1 名、土壌環境リ

	スク管理者講習 1 名、環境計量士 1 名、危険物取扱者 20 名、特定化学物質作業員 10 名、浄化槽管理士 1 名、一般毒物劇物取扱者 1 名等、数多くの有資格者がおります。
106-1-9	汚染土壌処理の実績はないが、技術力はあるということを説明してください。 「汚染土壌処理業」とは、昨年 4 月の土壌汚染対策法改正に伴ってできた概念です。本法改正前は、廃棄物処理施設においても汚染土壌を受入れることが可能であり、弊社の所有する管理型最終処分場でも同等のものを受入れていました。 汚染土壌の埋立処理施設と産業廃棄物の管理型最終処分場の基準はほぼ同等であり、管理型最終処分場における実務経験は、汚染土壌の埋め立て処理施設における実務経験に対応すると考え、技術力はあると判断しました。 この点については、汚染土壌処理施設の許可担当課である浜松市・環境保全課にも確認を取っております。